

三条市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、三条市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与し、及び市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、市及び市民等が、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを共に認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県、他の地方公共団体、法第32条の2第1項の規定により新潟県公安委員会から新潟県暴力追放運動

推進センターとして指定を受けた者、その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携及び協力を図りながら、暴力団排除に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「市長等」という。）は、市が設置する公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にか

かわらず、当該公の施設の使用を許可しない。

- 2 市長等は、市が設置する公の施設の使用の許可をした後において、当該公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める条例の規定にかかわらず、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。
- 3 前項の場合において、当該使用の取消し又は中止に伴う損害があっても、市長等は、その責めを負わない。

(市が主催等する行事における措置)

第8条 市は、市が主催し、又は共催する行事において、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が当該行事の運営に関与することがないよう、暴力団排除のための必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第9条 市は、市民等が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第11条 市は、その設置する学校等の教育機関において、その児童生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(利益の供与等の規制)

第 12 条 市民は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしないよう努めるものとする。

(1) 暴力団の威力を利用すること又は利用したことの対償として金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

(2) 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をすること。

(祭礼又は興行等からの暴力団排除)

第 13 条 祭礼又は興行その他の公共の場所に多数の者が特定の目的のために一時的に集合するような行事を主催する者及びその運営に携わる者は、当該行事の運営に暴力団員を関与させないことその他当該行事から暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。